

次回使用料 50%減額

# はだのっ子応援券

秦野市公共施設マネジメント課 82-5122

公共施設で中学生  
以下の子どもに  
“教える”活動を  
していますか？

応援券をもらえば、  
次回の使用料が減  
額されるんです！

## 応援券の交付や使用の対象

子どもに対する  
学習・教育・技  
術の指導又は  
成果の発表で  
あること

使用料の減額・  
免除がされてい  
ないこと

入場料の徴収・  
作品等の販売・  
対価を伴うもの  
でないこと

## ご利用には最初に「登録」が必要です

施設を専用使用(あらかじめ予約して施設や部屋を使用)する方が、その使用のときの団体名又は氏名で申請してください。登録申請書に必要事項を記入し、子どもを含む構成員の名簿を添えてください。

申請書は施設の窓口か市役所5階の公共施設マネジメント課にお持ちください。  
(登録には2週間程度かかります)

- 各施設の利用団体登録とは別に登録が必要です。
- 登録は3年間有効です。



## 応援券の交付を受けるときは



施設の使用が終わりましたら、お帰りのときから7日以内に「はだのっ子応援券交付申請書」を施設の窓口に提出してください。応援券を1枚お渡しします。

- 登録の内容と異なるときは、応援券は交付されません。
- 応援券を使用したときは、新たな応援券は交付されません。

## 応援券を使うときは



施設の使用申し込みのときに申請書と一緒に提出してください。使用料の50パーセントに相当する額として使用することができます。

- **応援券に記載の登録番号の方のみ使用できます。**
- 券売機で施設使用券を購入するときは、係員に使用料を確認してからお求めください。

## 応援券を使用できる施設

### ① 応援券の共通使用ができる施設(どの施設でも使用できます)

公民館(11館の全室)、図書館(視聴覚室)、文化会館(会議室、和室、練習室)、サンライフ鶴巻(全室)、保健福祉センター(会議室、和室、教養娯楽室、創作活動室)、広畑ふれあいプラザ(全室)、末広ふれあいセンター(全室)、中野健康センター(全室)、ほうらい会館(全室)、里山ふれあいセンター(全室)、カルチャーパーク(管理棟集会室)、総合体育館(会議室)

- このほか、カルチャーパーク庭球場、おおね公園庭球場、立野緑地庭球場の3庭球場については、それぞれの施設間に限り、共通使用ができます。

### ② 交付を受けた部屋等のみで応援券を使用できる施設

文化会館(大ホール、小ホール、展示室)、宮永岳彦記念美術館(市民ギャラリー)、保健福祉センター(多目的ホール)、カルチャーパーク(陸上競技場、水泳プール、野球場)、総合体育館(メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場)、おおね公園(温水プール、多目的広場)

- **各施設とも、専用使用(施設を予約して使用する時)に限ります。**

第2号様式（第4条関係）

秦野市はだのっ子応援券登録（変更）申請書

年 月 日

（宛先） 秦野市長

登録の種別	新規 ・ 更新 ・ 変更 ・ 取消						
団体等の名称							
代表者の氏名							
会員数	区分	未就学児	小学生	中学生	一般	指導者	計
	市内						
	市外						
	計						
会費	1か月当たり						円
材料費等その他の徴収金	1回当たり						円程度
子どもへの学習、教育又は技術に係る指導の内容							
指導者謝礼	<input type="checkbox"/> 1か月当たり <input type="checkbox"/> 1回当たり <input type="checkbox"/> 謝礼なし				(内訳 <input type="checkbox"/> その他       )		円
事務担当者 (連絡先)	住 所						
	氏 名						
	電話番号等						

注 新規登録、更新登録又は会員の構成を変更するときは、会員名簿（子ども、一般及び指導者の別が明記され、子どもの年齢又は学年を記載したもの）を添付してください。

上記の申請に基づき、次のとおり決定してよろしいでしょうか。

決定区分	<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない（理由： _____）					
登録番号						
決裁区分	課長	課長代理	担当	起票	起案	・ ・
					決裁	・ ・
					交付	・ ・

構成員名簿

団体等の名称		
No	氏名	子ども・一般・指導者の別（○で囲む）
1		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
2		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
3		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
4		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
5		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
6		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
7		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
8		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
9		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
10		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
11		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
12		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
13		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
14		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
15		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
16		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
17		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
18		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
19		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
20		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
21		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
22		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
23		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
24		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者
25		子ども（ 年・ 歳）・一般（大人）・指導者

※すでに作成した名簿（子ども・一般及び指導者の区別がされ、子どもの年齢又は学年が分かるもの）がある場合は、改めて作成する必要はありません。